



発行 新潟県  
号外 2  
平成25年 2 月28日  
毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

議 会 規 則

- 1 新潟県議会会議規則の一部を改正する規則 (議事調査課)

議 会 規 程

- 1 新潟県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程 (議会事務局総務課)
- 2 新潟県議会事務局組織規程の一部を改正する規程 (議会事務局総務課)

議 会 規 則

新潟県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月28日

新潟県議会議長 小川 和雄

**新潟県議会規則第1号**

新潟県議会会議規則の一部を改正する規則

新潟県議会会議規則（昭和26年新潟県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
<b>別表（第162条関係）</b>				<b>別表（第162条関係）</b>			
名称	目的	構成員	招集権者	名称	目的	構成員	招集権者
(略)				(略)			
新潟 県政 務活 動協 議会	政務活動費の 効果的かつ適 正な執行等に 関する協議又 は調整	正副議長及び 会派（新潟県 政務活動費の 交付に関する 条例（平成13 年新潟県条例 第33号）第5 条第1項の規 定により会派 結成届を提出 した会派をい う。）から選出 された議員	(略)	新潟 県政 務調 査協 議会	政務調査費の 効果的かつ適 正な執行等に 関する協議又 は調整	正副議長及び 会派（新潟県 政務調査費の 交付に関する 条例（平成13 年新潟県条例 第33号）第5 条第1項の規 定により会派 結成届を提出 した会派をい う。）から選出 された議員	(略)

**附 則**

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

議 会 規 程

新潟県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年 2 月28日

新潟県議会議長 小 川 和 雄

**新潟県議会規程第 1 号**

新潟県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程

新潟県政務調査費の交付に関する規程（平成 13 年新潟県議会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前																		
<u>新潟県政務活動費の交付に関する規程</u>	<u>新潟県政務調査費の交付に関する規程</u>																		
(趣旨)	(趣旨)																		
<b>第 1 条</b> この規程は、 <u>新潟県政務活動費の交付に関する条例</u> （平成13年新潟県条例第33号。以下「条例」という。）に基づく <u>政務活動費</u> の交付に関し必要な事項を定めるものとする。	<b>第 1 条</b> この規程は、 <u>新潟県政務調査費の交付に関する条例</u> （平成13年新潟県条例第33号。以下「条例」という。）に基づく <u>政務調査費</u> の交付に関し必要な事項を定めるものとする。																		
(政務活動費請求書)	(政務調査費請求書)																		
<b>第 3 条</b> (略)	<b>第 3 条</b> (略)																		
(政務活動費の使途基準)	(政務調査費の使途基準)																		
<b>第 4 条</b> <u>条例第 9 条第 2 項</u> に規定する使途基準は、会派に係る <u>政務活動費</u> については別表第 1、議員に係る <u>政務活動費</u> については別表第 2 のとおりとする。	<b>第 4 条</b> <u>条例第 9 条</u> に規定する使途基準は、会派に係る <u>政務調査費</u> については別表第 1、議員に係る <u>政務調査費</u> については別表第 2 のとおりとする。																		
(証拠書類等の整理保管)	(証拠書類等の整理保管)																		
<b>第 6 条</b> 会派の <u>政務活動費経理責任者</u> （消滅した会派の <u>政務活動費経理責任者</u> であった者を含む。）及び議員（議員であった者を含む。）は、 <u>政務活動費</u> の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該 <u>政務活動費</u> の収支報告書の提出すべき期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。	<b>第 6 条</b> 会派の <u>政務調査費経理責任者</u> （消滅した会派の <u>政務調査費経理責任者</u> であった者を含む。）及び議員（議員であった者を含む。）は、 <u>政務調査費</u> の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該 <u>政務調査費</u> の収支報告書の提出すべき期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。																		
<b>別表第 1</b> （第 4 条関係）	<b>別表第 1</b> （第 4 条関係）																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査研究費</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">要請陳情等 活 動 費</td> <td style="border: 2px solid black;">会派が行う要請陳情活動、住民 相談等の活動に要する経費 (資料印刷費、送料、交通費、 宿泊費等)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">広聴広報費</td> <td style="border: 2px solid black;">会派が行う議会活動及び県政に 関する政策等の<u>広聴広報活動</u>に 要する経費</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	調査研究費	(略)	要請陳情等 活 動 費	会派が行う要請陳情活動、住民 相談等の活動に要する経費 (資料印刷費、送料、交通費、 宿泊費等)	(略)		広聴広報費	会派が行う議会活動及び県政に 関する政策等の <u>広聴広報活動</u> に 要する経費	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査研究費</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">広 報 費</td> <td style="border: 2px solid black;">会派が行う議会活動及び県政に 関する政策等の<u>広報活動</u>に要す る経費</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	調査研究費	(略)	(略)		広 報 費	会派が行う議会活動及び県政に 関する政策等の <u>広報活動</u> に要す る経費
項 目	内 容																		
調査研究費	(略)																		
要請陳情等 活 動 費	会派が行う要請陳情活動、住民 相談等の活動に要する経費 (資料印刷費、送料、交通費、 宿泊費等)																		
(略)																			
広聴広報費	会派が行う議会活動及び県政に 関する政策等の <u>広聴広報活動</u> に 要する経費																		
項 目	内 容																		
調査研究費	(略)																		
(略)																			
広 報 費	会派が行う議会活動及び県政に 関する政策等の <u>広報活動</u> に要す る経費																		

	(広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等)
(略)	
(略)	

別表第2 (第4条関係)

項目	内容
調査研究費	(略)
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費 (資料印刷費、送料、交通費、宿泊費等)
(略)	
広聴広報費	議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等)
(略)	
(略)	

第1号様式 (第2条関係)

(略)

会派結成届

新潟県政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1～3 (略)

4 政務活動費経理責任者の氏名

5・6 (略)

第2号様式 (第2条関係)

(略)

会派異動届

新潟県政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

(略)

区分	新	旧
(略)		
政務活動費経理責任者の氏名		
(略)		

(略)

第3号様式 (第2条関係)

(略)

会派解散届

新潟県政務活動費の交付に関する条例第5条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

	(広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等)
(略)	
(略)	

別表第2 (第4条関係)

項目	内容
調査研究費	(略)
(略)	
広報費	議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等)
(略)	
(略)	

第1号様式 (第2条関係)

(略)

会派結成届

新潟県政務調査費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1～3 (略)

4 政務調査費経理責任者の氏名

5・6 (略)

第2号様式 (第2条関係)

(略)

会派異動届

新潟県政務調査費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

(略)

区分	新	旧
(略)		
政務調査費経理責任者の氏名		
(略)		

(略)

第3号様式 (第2条関係)

(略)

会派解散届

新潟県政務調査費の交付に関する条例第5条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

<p>(略)</p> <p><b>第4号様式</b> (第3条関係)</p> <p>(略)</p> <p>年度<u>政務活動費</u>請求書</p> <p><u>新潟県政務活動費の交付に関する条例</u>第8条第1項の規定により、下記のとおり<u>政務活動費</u>を請求します。</p> <p>(略)</p> <p><b>第5号様式</b> (第3条関係)</p> <p>(略)</p> <p>年度<u>政務活動費</u>請求書</p> <p><u>新潟県政務活動費の交付に関する条例</u>第8条第1項の規定により、下記のとおり<u>政務活動費</u>を請求します。</p> <p>(略)</p> <p><b>第6号様式</b> (第7条関係)</p> <p>(略)</p> <p><u>政務活動費</u>収支報告書等の閲覧請求書</p> <p><u>新潟県政務活動費の交付に関する条例</u>第13条第2項の規定により、下記のとおり<u>政務活動費</u>収支報告書等の閲覧を請求します。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><b>第4号様式</b> (第3条関係)</p> <p>(略)</p> <p>年度<u>政務調査費</u>請求書</p> <p><u>新潟県政務調査費の交付に関する条例</u>第8条第1項の規定により、下記のとおり<u>政務調査費</u>を請求します。</p> <p>(略)</p> <p><b>第5号様式</b> (第3条関係)</p> <p>(略)</p> <p>年度<u>政務調査費</u>請求書</p> <p><u>新潟県政務調査費の交付に関する条例</u>第8条第1項の規定により、下記のとおり<u>政務調査費</u>を請求します。</p> <p>(略)</p> <p><b>第6号様式</b> (第7条関係)</p> <p>(略)</p> <p><u>政務調査費</u>収支報告書等の閲覧請求書</p> <p><u>新潟県政務調査費の交付に関する条例</u>第13条第2項の規定により、下記のとおり<u>政務調査費</u>収支報告書等の閲覧を請求します。</p> <p>(略)</p>
--	--

**附 則**

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

新潟県議会事務局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年 2月28日

新潟県議会議長 小 川 和 雄

**新潟県議会規程第 2 号**

新潟県議会事務局組織規程の一部を改正する規程

新潟県議会事務局組織規程（昭和48年新潟県議会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(分掌事務)</p> <p><b>第 3 条</b> 前条に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">総 務 課</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>政務活動費</u>に関する事項</p> <p>(3) ～(19) (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">議事調査課 (略)</p>	<p>(分掌事務)</p> <p><b>第 3 条</b> 前条に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">総 務 課</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>政務調査費</u>に関する事項</p> <p>(3) ～(19) (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">議事調査課 (略)</p>

**附 則**

この規程は、平成25年 3月 1 日から施行する。